



佐賀県公報

平成19年
5月2日
(水曜日)
第 12899号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間

(二三八・消防防災課)一

- 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等

(二三九・
")一

- 特定計量器の定期検査

(二四〇・くらしの安全安心課)一

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止(二十四・長寿社会課)二

公 告

- 平成十九年度毒物劇物取扱者試験の実施

(薬務課)二

- 落札者等の公示

(
")一

- 開発行為に関する工事の完了

(下水道課)四

- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

(農地整備課)五

- 土地改良区役員の就退任届

(建築住宅課)五

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(規則・一〇)六

教 育 委 員 会 事 項

- 佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

(規則・一〇)六

正 誤

- 平成十三年一月二十二日付け佐賀県公報第一一九五一号中訂正

(道路課)六

○ 告 示

条の規定による男子の二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、次のとおりである。

平成十九年五月二日

佐賀県知事 古川 康

募集期間 平成十九年五月十四日から同年五月三十日まで

○佐賀県告示第二百三十九号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条及び第百十八条の規定による男子の二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成十九年五月二日

佐賀県知事 古川 康

試験日時 (筆記試験、口述試験、身体検査)	試験場の位置 (神埼郡吉野ヶ里町立野七番地)	試験場の名称 (陸上自衛隊目達原駐屯地)
平成一九年六月二日		

○佐賀県告示第二百四十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十九年五月二日

佐賀県知事 古川 康

検査区域	対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
"	非自動ばかり、 分銅及びおもり	平成一九年 六月二十五日(月)	一〇・〇〇から 一五・〇〇まで	小城市小城公民館
平成一九年 六月二六日(火)	"	小城市役所牛津庁舎		

平成19年5月2日(水)

小城市	"	平成一九年 六月一七日(水)	"	小城市役所三田町 舍	イ 基礎化学 ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
	"	平成一九年 六月一八日(木)	"	小城市役所三田町舍	(2) 実地試験
有田町	"	平成一九年 六月一九日(金)	一〇・一一〇から 一五・〇〇まで	有田町婦人の家	毒物及び劇物の識別及び取扱方法 (実物鑑定ではなく、記述式により行う。)

2 試験日時	平成19年8月7日(火) 10時から12時まで
3 試験場所	佐賀県勤労者福祉会館(佐賀市神野東二丁目6-10)

●佐賀県知事印

介護保険法(平成九年法律第二百一十一条)第七十五条の規定により、特定住宅サービス事業者から次のとおり当該指定住宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年五月一日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
福祉用具貸与	有限会社カズタ電器商	唐津市妙見町七〇五九番地	平成一九・四・一一一

○ 公 印

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する平成19年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成19年5月2日

佐賀県健康福祉本部業務課

(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

5 提出書類等

(1) 受験願書

受験願書は、業務課及び各保健福祉事務所に準備しています。

なお、佐賀県のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp>)からもダウンロードできます。

(2) 住民票の写し(市町村長から交付されたもの)

出願前6ヶ月以内に発行され、本籍の記載されたもの

1 試験科目

(1) 答記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

(3) 写真

出願前6か月以内に撮影した縦5センチメートル横4センチメートルで、
脱帽、上半身、正面像のもの

(4) 住所氏名を記載し80円切手を貼った長形3号（120mm×235mm）の封筒
(受験票送付用)

(5) 受験手数料

10,500円（佐賀県収入証紙によること。）

ただし、電子申請の場合は9,000円

なお、既に納入された手数料は、いかなる理由があつても返還しません。

6 出願方法

(1) 書面による場合

提出書類各1通を持参又は郵送で佐賀県健康福祉本部業務課に提出して
ください。

(2) 電子申請による場合

ア 受験手数料は、インターネットバンキング等によりお支払いただきま
す。あらかじめ金融機関への申し込みが必要ですので、取引先の金融機
関に確認してください。

イ 佐賀県のホームページの申請・届出メニューから、「毒物劇物取扱者試
験」を検索し、画面の指示に従い、直接所定の事項を入力してください。

ウ 住民票の写し、写真(裏面に申請者の氏名及び住所を記載したもの)、
住所氏名を記載し80円切手を貼った長形3号（120mm×235mm）の封筒
(受験票送付用)を同封のうえ、申請日の3日以内に業務課でお送り
ください。

エ 受験手数料は、申請から3日以内に金融機関にお支払ください。

7 合格発表

(1) 平成19年8月24日（金）9時に県庁本館前の掲示板及び各保健福祉事務
所の掲示板又は玄関に掲示します。

また、佐賀県のホームページにも掲載します。

(2) 試験合格者には、合格証書を郵送します。

8 簡易開示制度

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例37号）第20条に基づく簡易
開示制度により、試験結果について受験者本人に限り、口頭により開示請求
ができます。

(1) 開示方法 閲覧又は口頭

(2) 開示内容 科目別得点及び総合点

(3) 開示期間 平成19年8月24日（金）から9月21日（金）まで（土曜日、
日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）
に規定する休日を除く。）の9時から17時15分まで

(4) 開示場所 佐賀県健康福祉本部業務課（新行政棟3階）

(5) 必要書類 受験者本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証
等）

(6) その他 開示請求希望者は、事前に佐賀県健康福祉本部業務課麻薬・毒
劇物担当へ連絡すること。

9 受験手続に関する問い合わせ先

佐賀県健康福祉本部業務課（電話番号 0952-25-7082）

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年5月2日

取扱等命令者

佐賀県立病院好生館長 河野仁志

1 委託業務名

佐賀県立病院好生館医療情報システム運用管理業務

2 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成19年2月7日	(1) 氏名 西鉄情報システム株式会社 代表取締役社長 白井 明 (2) 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目9番3号
4 落札決定日 平成19年3月20日	6 契約価格 57,879,360円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
5 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 西鉄情報システム株式会社 代表取締役社長 白井 明 (2) 住所 福岡市中央区渡辺通2丁目9番3号	7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県立病院好生館企画・経営室 (2) 所在地 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号
6 落札価格 1,117,708,200円 (消費税及び地方消費税額を含む。)	7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
次のとおり随意契約の相手方等について公告します。 平成19年5月2日	平成19年5月2日
1 貸賃借物品等の名称及び数量 検体検査システム一式	1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市曾根崎町字前1143番3及び1145番1
2 契約の相手方を決定した手続 随意契約	2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鳥栖市曾根崎町1298番地 古賀武文
3 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。	都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 平成19年5月2日
4 契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日	1 都市計画の種類及び名称 鳥栖基山都市計画下水道 鳥栖市公共下水道(鳥栖処理区) 2 縦覧場所
5 契約者の氏名及び住所	

佐賀県土づくり本部下水道課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、千代田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年5月2日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理 事	重松 吉信	神埼市千代田町直鳥622番地	平成19年3月27日退任
"	江口 繁二	" " 姉988番地	"
"	黒田 和吉	" " 黒井967番地	"
"	野田 勇	" " 嘉納1045番地	"
"	荒木 初男	" " 託田645番地1	"
"	徳永 定行	" " 下坂623番地8	"
"	角田 照吉	" " 崎村824番地	"
"	久富 義巳	" " 渡瀬289番地	"
"	田中 重朗	" " 迎島865番地	"
"	赤司 伸好	" " 用作365番地	"
"	小柳 昭	" " 境原1172番地	"
"	井原 繁	" " 餘江199番地2	"
"	中島 金太	" " 下西222番地	"
"	實松 清典	" " 柳島918番地	"
監 事	副島 清吾	" " 黒井517番地	"
"	幸山 正文	" " 渡瀬975番地	"
"	眞崎 勝彦	" " 境原1179番地	"
理 事	西村 勝幸	" " 直鳥1547番地	平成19年3月28日就任
"	永沼 彰	" " 姉790番地2	"
"	副島 清吾	" " 黒井517番地	"

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月2日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年月日	幅 品 (メートル)	延長 (メートル)
2	唐津市菜畑字八丁3221番地28	平成19年4月20日	6.00	13.55

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 教育委員会事項

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

● 佐賀県教育委員会規則第十号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の佐賀県立三養基高等学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていたコースで、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第二に定められていないものは、改正後の規則別表第二の規定にかかるらず、平成二十年三月三十一日に当該コースに在籍する者が当該コースに在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

平成十三年一月二十二日付け佐賀県公報第一一九五一号中訂正

○ 正 誤

目	5 右から一六行	下段 二四・八	頁 箇所
		誤	
	三五・四		正